

特別委員会活動計画書（案）

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会（令和3年5月～令和4年3月）

令和3年5月31日現在

1 所管調査事項

・様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査・検討を行うこと。

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などの近年問題となっている様々な差別の実態を調査すること。
- (2) 「人権が尊重される三重をつくる条例」及びそれに基づく県の人権施策の検証を行うこと。
- (3) 差別解消に関する条約や法律、他都道府県の差別解消に関する条例を調査すること。
- (4) (1)～(3)を踏まえ、条例の在り方を検討すること。

3 活動計画表(案)

重点調査項目	令和3年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
上記2のとおり <調査方法> ○当局からの説明聴取 ○条約・法令・他都道府県の条例の調査 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議など	委員会 (5/31) 条例の在り方に係る委員意見の発表 活動計画の検討	委員会 条例の方向性及び論点の検討 委員会 条例の方向性及び論点の検討	委員会 条例の方向性及び論点の検討 委員会 条例素案の検討	委員会 条例素案の検討 委員会 執行部からの意見聴取	委員会 条例素案の検討	委員会 関係者からの意見聴取	委員会 条例中間案の検討	委員会 条例中間案の決定	パブリックコメント	委員会 パブコメ意見の検討 委員会 条例案の検討	委員会 条例案の取りまとめ・提出 提出前に全員協議会で説明 委員長報告	
執行部の主な予定		令和3年版成果レポート(案)				一般会計・特別会計決算 令和4年度経営方針(案) 当初予算編成に向けての基本的な考え方		当初予算要求状況		当初予算案	令和4年度経営方針	
		(必要に応じて) 県内外調査										

4 県内外調査について

- (1) 県内調査 日帰りの調査を適宜実施することができる。 (2) 県外調査 1泊2日以内の行程で1回実施することができる。